

「男女共同参画社会についてもっと知ろう」

男女共同参画社会って？

この言葉については、「男女共同参画基本参画社会基本法」として登場したのが、平成11年ですから、すでに7年経っていますがまだ広く知られていないようです。

「男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（基本法第2条）

よく、男女共同参画社会に関して、男性と女性には身体の機能として違いがあるのだから、何でも均等にすることは間違っているとの言葉をいただくことがありますが、その目指すところは、この定義にもあるように、政治・経済・社会において、性別によって規制されないあらゆる選択をすることができる社会ということなのです。

男女共同参画社会の将来像は？

「多様な価値観の下、個性を生かし、共に生きる社会」として以下のような社会を目指しています。

①「政策・方針決定過程の場に女性が参画すること」

新しい視点が提起され、さまざまな人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になる。

②「職場における性差別が解消すること」「仕事と家庭の両立支援策が進むこと」

男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、多様性に富んだ職場環境が人々を活性化することを通じて企業活動も活発になる。

③「家庭における男女共同参画が促進されること」

親と子どもの関係が改善され、男女とも子どもと関わる喜びを体験できる。

④「地域社会の活動が評価されて男女共同参画が促進されること」

職場中心の生き方だけでなく、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動等、様々な生き方を自ら選択することが可能になる。

⑤「国際的な動向を踏まえつつ男女共同参画を推進し、支援や発言を積極的に行うこと」

地球社会における男女共同参画にも貢献し、また、世界での活躍の場も広がっていく。

（男女共同参画の形成に関する解説パンフレット：内閣府）より

information 福生市男女共同参画行動計画(平成18年度～22年度) について

その② 職場・家庭・地域における男女共同参画・参加の促進

この主要課題では以下のようなことを目指しています。

○さまざまな雇用・就業形態の中で、その価値観で主体的に職業選択を行い、選択した職業生活において性別により差別されることなく、それぞれの働き方に応じた適正な処遇や労働条件が確保されること。

○女性と男性がともに職業生活に参画していくため「家庭生活における活動と他の活動の両立」をめざして、家庭生活、高齢者・障害者介護、子育て環境、地域活動など様々な場面で、家庭責任を男女がともに担い、特に育児・介護については社会全体もその負担を分かち合うこと。

○国際婦人年以降、「平等・開発・平和」は、男女共同参画社会の実現には地球的視野で考え行動することが欠かせません。市においても国際的な視点で男女共同参画について取り組むこと。

それらを反映して6つの施策の方向を設けました

1. 「労働における男女平等の推進と就労機会の拡大」
2. 「家庭生活における男女共同参加の促進」
3. 「男女がともにいなる高齢者・障害者の介護の推進」
4. 「地域活動への男女共同参画の促進」
5. 「子育て環境の充実」
6. 「国際社会への参加の促進」

本計画では一見無関係に見える地域活動への参画が盛り込まれているのは、男女ともに積極的な地域社会への参画が促進されることにより、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動等が、職場中心の生き方だけでなく、新しい価値が形成されることで、豊かな選択肢を持つ男女共同参画社会の将来像が形づくられると考えているからです。



市民編集員募集!

「あなたとわたし」の編集員を募集しております。興味のある方は、協働推進課までご連絡下さい。

市民編集員

○市川 由美
○寺崎 敏枝
○OK.T

企画編集

NPO法人
NAFA子育て環境支援センター

お問い合わせ 協働推進課
TEL.551-1511 (内) 341～3へ

本紙では広告を掲載しています

本紙では広告を掲載しています

※広告掲載希望の方は、協働推進課へご連絡下さい。